

令和 2 年度 監 査 計 画（年間監査計画・実施計画）

宗像市監査委員

宗像市監査委員監査執行規程第 6 条及び第 15 条の規定に基づき、監査等の実施予定を以下のとおり定める。

1 例月現金出納検査

毎月 25 日及び 26 日に前月分の現金の出納を検査する。

2 定期監査

次表のとおり、各月ごとに対象課等、対象事務・対象期間を指定して実施する。

実施月	対 象 課 等	対象事務・対象期間
4 月	秘書政策課 介護保険課	令和元年度 4 月から 1 月まで
5 月	議事調査課	令和元年度 4 月から 2 月まで
6 月	経営企画課	令和元年度 4 月から 3 月まで
7 月		
8 月	小学校及び中学校 (玄海東小学校、日の里東小学校、大島学園)	令和元年度 4 月から 3 月まで
9 月	建築課 国保医療課	令和元年度 4 月から 3 月まで
10 月	コミュニティ協働推進課 子ども育成課	令和元年度 4 月から 3 月まで
11 月	工事監査（対象工事は未定）※	令和 2 年度
12 月	税務課 文化スポーツ課	令和 2 年度 4 月から 9 月まで
1 月	男女共同参画推進課	令和 2 年度 4 月から 10 月まで
2 月	収納課 子ども支援課	令和 2 年度 4 月から 11 月まで
3 月	世界遺産課	令和 2 年度 4 月から 12 月まで

※ 工事監査は、工事の執行状況に基づき対象を選定、実施するため、実施月を変更する場合があります。

3 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体等（公の施設の管理を行わせているものを含む。）及び所管部署の事務に対する監査を 11 月に実施する。対象事務は令和元年度とする。対象団体等は 8 月に決定する。

4 決算審査・基金の運用状況審査・健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査

令和元年度一般会計及び特別会計決算審査、企業会計決算審査、基金の運用状況審査、健全化法に基づく指標等の審査を 6 月から 8 月に実施する。

[監査等の実施場所]

監査等は、監査委員事務局、小学校及び中学校、財政援助団体等の所在地、工事監査の対象工事の現地で実施するほか、指定する場所で実施する。

[その他]

当計画で実施を予定する監査等のほか、法令に基づく監査等を実施する場合がある。また、監査等の実施上の都合により、実施月、対象課、対象事務、対象期間等を変更することがある。